

ハイ!
こちら
相談室

代金引換郵便制度

郵便局員が、郵便物を配達したとき、差出人に代わって代金を徴収するシステムです。郵便為替か郵便振替で、差出人に送金する仕組みです。

相談 1

息子宛に届いた代引郵便物を、留守番をしていた中学生の娘が3,500円を支払い受け取りました。息子は県外に住んでいて、確認したところ注文した覚えはないと言います。商品は未開封のままです。

郵便局からは、代引郵便が届いているとの連絡もなく、受取を保留できるという告知もありませんでした。返金してもらえないでしょうか。(50歳女性)

〈処理結果〉

郵便局で業者に送金していなければ、返金される場合もあるので問い合わせてみるよう助言しました。その結果、商品も未開封だったので返金に応じてもらえました。

相談 2

従業員が私宛の代引郵便物を、注文したかどうかを確認しないで、15,200円を支払い受け取りました。開封してみたところビデオテープが入っていました。

差出人の名前に心当たりがなく、頼んだ覚えもありません。郵便局に返金して欲しいと電話をしましたが、開封した品は返金できないと言われました。(20歳男性)

〈処理結果〉

差出人の住所が局留であり、連絡先が不明のため、返金を求める書面を局留で通知するよう助言しました。なお、警察へ被害届を出すように伝えました。

〈アドバイス〉

注文品かどうか不明の場合

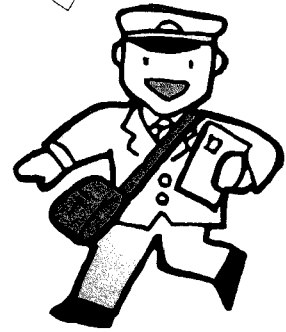
→ 保留することができます。

注文品でない場合

→ 受取拒否ができます。

注文したものか否かを確認してから支払うようにしましょう。また、間違って代金を支払ってしまったら、開封しないで、すぐに郵便局に連絡してください。

事例1のように、返金される場合もあります。



繊維製品の品質表示が変わりました

繊維製品は消費者が購入する際の目安となる繊維の組成、製造者、取り扱い絵表示などが表示されています。

近年、品質表示を取り巻く状況も変化し、技術革新やライフスタイルの変化などにより「家庭用品品質表示法」に基づく繊維製品表示規定が、平成9年10月1日に改正されましたので紹介します。

▲表示者名・連絡先の明確化

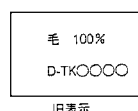
従来は表示者の名称に代えて、「D-TK-〇〇〇〇」のような通商産業大臣の承認番号を表示していたため、通産省などに確認しないと表示責任者はわかりませんでした。

新表示では、承認番号を廃止して、表示者の名称と住所または電話番号を表示することになりました。

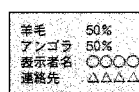
▲統一文字(指定用語)の拡大

アンゴラ、カシミアなどの獣毛は、「毛」としか表示できませんでしたが、新表示では「羊毛、アンゴラ、カシミア、モヘア、らくだ、キャメル、アルパカ」が用語に加えられました。

例 羊毛50%、
アンゴラ50%の場合



旧表示



新表示

▲指定外繊維の表現の変更

「指定外繊維」としか表示できませんでしたが、テンセル、リオセルなどが、「指定外繊維(テンセル)」のように()内に商標を表示できるようになりました。

▲カタカナ、英語表記の追加

「コットン、ウール、シルク」や「COTTON、WOOL、SILK、NYLON、RAYON」などが追加されました。

▲表示対象からの品目削除

「ふとんわた、かや、角巻、ベンゾエート系合成繊維」など4品目が削除されました。

▲表示事項からの削除

「収縮性、難燃性、寸法」の表示は削除されました。

実施時期

平成10年9月30日までは旧表示の製造が、平成12年9月30日までは旧表示の製品の流通が認められます。

衣料品のトラブルを防ぐためには、購入時にデザインや風合いばかりでなく、素材や取り扱い方法を確認することが必要です。そのためには表示の意味をよく理解することが大切です。